

1 子ども・子育て支援納付金制度の概要

教育福祉委員会
保険医療課資料
令和8年3月17日

子ども・子育て支援法等の一部改正による地方税法の改正

地方税法の一部改正により、子ども・子育て支援納付金課税額の規定を整備

※別添1「子ども・子育て支援金制度について」及び別添2「地方税法（抜粋）」を参照

子ども・子育て支援納付金課税額の徴収等について

市町村が国民健康保険税を徴収して充てる国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を追加する等の規定を整備

⇒地方税法第703条の4第1項第1号、第2項第4号、第28項～第30項、第37項関係

子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額について

子ども・子育て支援納付金課税額について、
○世帯の総所得金額などの合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合（7・5・2割軽減）
○被保険者が出産する予定の場合若しくは出産した場合（産前産後免除制度）
○18歳未満被保険者（均等割額の減額）
の各場合に国保税を減額する規定を整備

⇒地方税法第703条の5第1項、第3項、第4項関係

2 被保険者1人当たり約10,600円増額となる算定根拠

令和8年度国民健康保険税の調定見込額について

県への事業費納付金に充てる保険税必要額を賦課区分ごとに試算

区分		令和8年度	令和7年度	昨年比
保険税調定見込額	医療分	716,437,094円	668,841,184円	47,595,910円
	後期分	258,636,940円	253,485,727円	5,151,213円
	介護分	90,811,452円	90,532,057円	279,395円
	子ども分	31,703,582円	0円	31,703,582円
合計		1,097,589,068円	1,012,858,968円	84,730,100円
被保険者数		7,371人	7,325人	46人
1人あたり保険税		148,906円	138,274円	10,632円

改正前後の税総額

3 子ども・子育て支援納付金課税額の課税方法

令和8年度国民健康保険税の保険税率

各賦課区分における算定税率について

区分		標準保険税率	令和8年度	令和7年度	昨年比
医療分	所得割	7.97%	7.67%	7.37%	+0.30%
	均等割	34,067円	32,000円	29,300円	+2,700円
	平等割	21,869円	20,000円	19,000円	+1,000円
後期分	所得割	2.79%	2.72%	2.72%	0%
	均等割	11,864円	11,400円	11,400円	0円
	平等割	7,616円	7,400円	7,400円	0円
介護分	所得割	2.34%	2.21%	2.21%	0%
	均等割	11,753円	11,900円	11,900円	0円
	平等割	5,820円	5,900円	5,900円	0円
子ども分	所得割	0.29%	0.29%	0.00%	+0.29%
	均等割	1,223円	1,200円	0円	+1,200円
	平等割	791円	700円	0円	+700円
	18歳以上均等割	83円	100円	0円	+100円

4 制度導入による国民健康保険税への影響

保険税率改正の影響について

各モデルとなる世帯で年税額の影響を試算（給与所得者等は1人と仮定）

モデルケース①（1人世帯）	
本人（70歳） 年金収入153万円	
世帯合計所得	430,000円
適用減免	7割軽減
R7年税額	20,000円
R8年税額	21,700円
増加額	1,700円

モデルケース②（2人世帯）	
本人（70歳）、妻（70歳） 年金収入210万円	
世帯合計所得	1,000,000円
適用減免	5割軽減
R7年税額	111,400円
R8年税額	119,300円
増加額	7,900円

モデルケース③（2人世帯）	
本人（35歳）、妻（35歳） 営業所得215万円※経費控除後	
世帯合計所得	2,150,000円
適用減免	減免なし
R7年税額	281,200円
R8年税額	300,300円
増加額	19,100円

モデルケース④（3人世帯）	
本人（35歳）、妻（35歳）、子（10歳） 営業所得400万円※経費控除後	
世帯合計所得	4,000,000円
適用減免	減免なし
R7年税額	508,700円
R8年税額	540,800円
増加額	32,100円

子ども・子育て支援金制度について

令和 7 年 3 月

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）のポイント

こども未来戦略＜加速化プラン＞に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]

- ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設**

- ・ 月一定時間までの枠の中で**時間単位等で柔軟に通園が** (◎)
可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育での推進

○ **出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）**

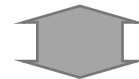
- ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎)
[令和7年4月]

○ **育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）** (◎)

- ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～
 - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収
※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
 - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
 - ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

○ **こども・子育て政策の見える化の推進**

- ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化

1.7兆円

全てのこども・子育て世帯を
対象とする支援の拡充

1.3兆円

共働き・共育での推進

0.6兆円

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等

既定予算の最大限の活用等

1.5兆円

歳出改革の徹底等

1.1兆円

1.0兆円

予算を通じて支出

社会保険制度を通じて拠出する
仕組みを創設（支援金制度）

社会保障
経費の伸び

公費節減の効果

社会保険負担
軽減の効果

社会保障改革の徹底
（改革工程を策定）

+

賃上げ

その他
（福祉等）

社会保険
（医療・介護等）

公費（国・地方）

社会保険料財源

子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。**

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ① 児童手当（R6.10～）② 妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤ こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

☆こども一人
当たり平均の
給付改善額
（高校生年代まで
の合計）は
約146万円

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

子ども・子育て支援納付金（総額）

保険料負担に応じて按分 ※令和8・9年度は、8:9:2

後期高齢者

その他
（現役世代）

加入者割

国民健康保険

被用者保険

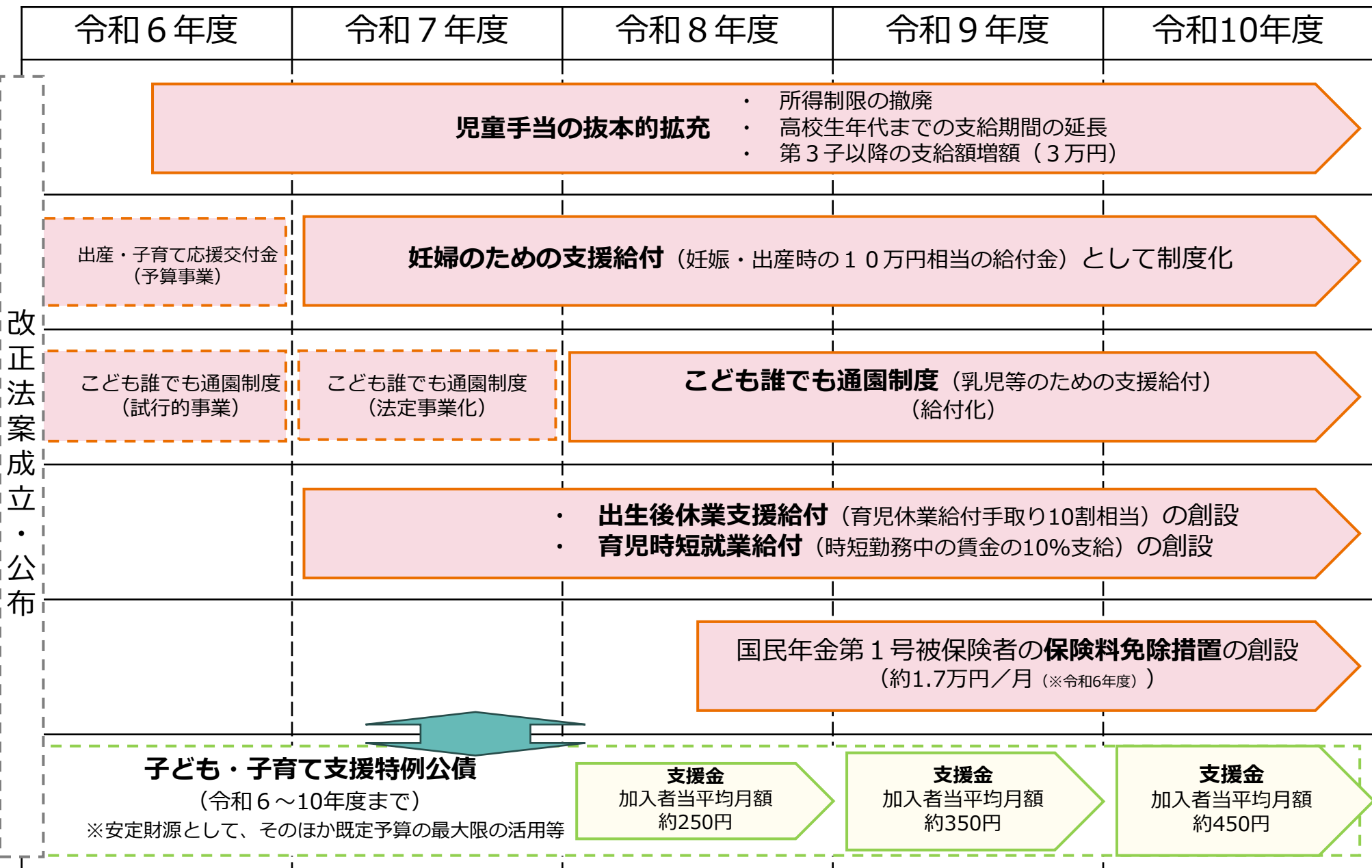
総報酬割

健保組合

協会けんぽ

共済組合

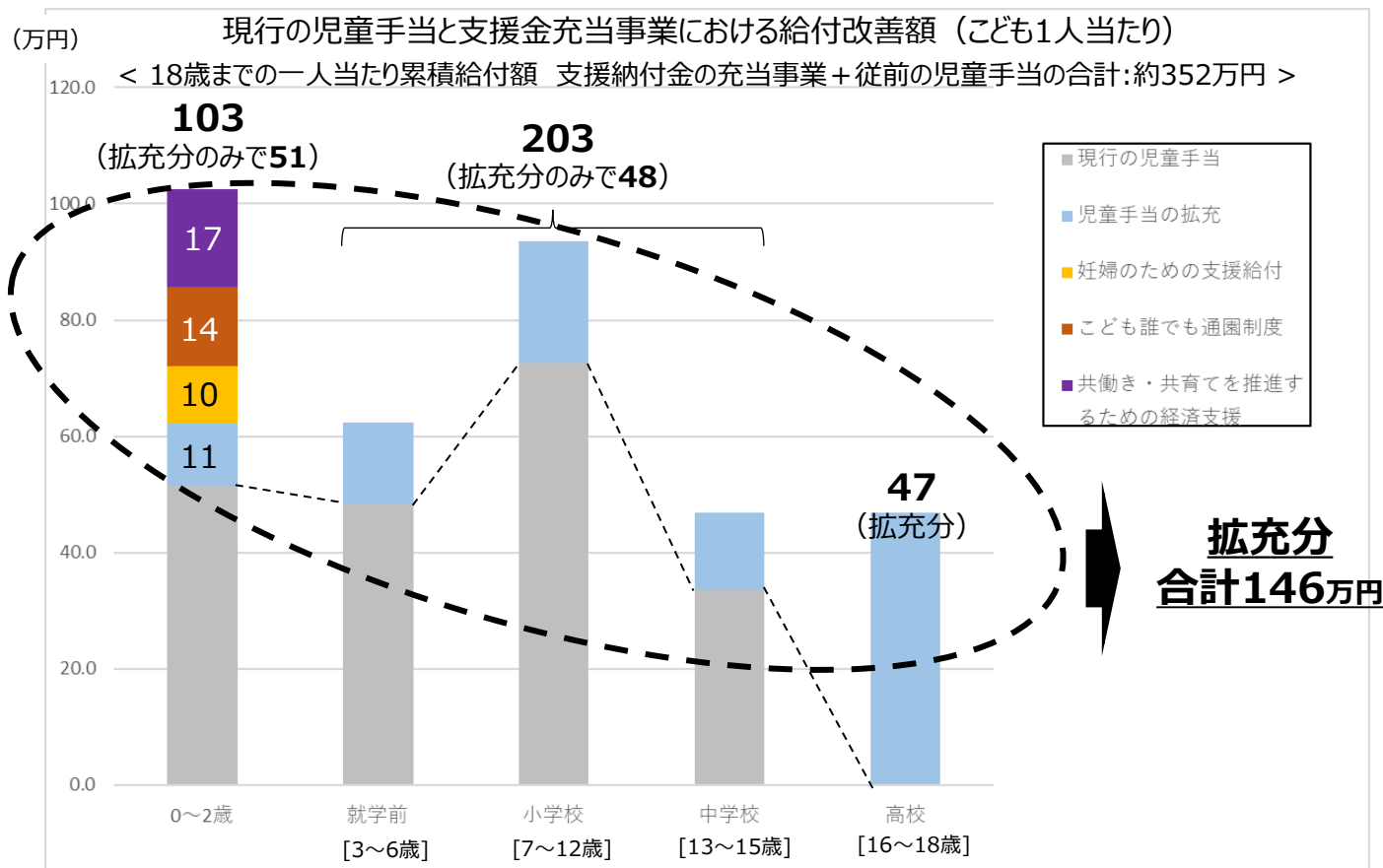
加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）



○ 子ども・子育て支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）は約146万円。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。

※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業（児童手当（今般の拡充分に限る）、妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金の制度化）、こども誰でも通園制度、共働き・子育てを推進するための経済支援）について、実際の給付状況はこどもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となるこどもの数で割って合計。

※ 「加速化プラン」（総額3.6兆円）の支援強化には、これら以外にも様々なものがある。



支援金による医療保険加入者1人当たり拠出（平均）月約450円（※19年間の単純合計は約10万円）

※年齢別にそれぞれの制度における1人当たり給付の平均額（令和10年度所要額（見込）を基とした対象年齢ごとの単純平均額）を算出し、各期間について合計したもの。現行の児童手当額は、令和2年度児童手当事業年報の実績値に基づく平均単価を計上。

※共働き・子育てを推進するための経済支援は、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除を指す。

※児童手当については拡充分（所得制限撤廃、高校生年代への延長、多子加算の増額）を含む全体に支援納付金が充当されるほか、子ども・子育て拠出金・公費も充当。こども誰でも通園制度については、支援納付金・公費を充当。また、支援金の総額1.0兆円（令和10年度）をベースに、低所得者軽減等のために投入される公費や各給付に充当される公費等も加えた給付額（総額約1.5兆円）をベースに試算。

子ども・子育て支援金制度とは①

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「**こども未来戦略**」(令和5年12月22日閣議決定)において、**児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充**を図ることとしました。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。
- こうした**大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要があります。**
子ども・子育て支援金制度は、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源です。歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、支援金制度の創設によって社会保障負担率(国全体でみた国民所得に対する社会保障料負担の割合)**が上昇しないようにします。**

(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、また、支援金を充てる事業による0～18歳までの間の平均的な給付拡充(累計)は約146万円となります。つまり、子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するものとなります。**
- 支援金は、児童手当など**法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療保険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

(全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義)

- 高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持ちます。

拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている社会保険制度において、こうした新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、少子化トレンドの反転を実現することは、**制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながります。**

- また、企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、**極めて重要な受益**となります。

支援金制度の構築を、歳出改革による社会保険負担軽減とセットで、かつその範囲内で行うことにより、**事業主負担にも配慮しつつ、さらに、令和8年度からの施行の前に、賃上げや経済基盤の強化を先行させる枠組み**としています。

(支援金の使途)

- このように、**企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、支援金の使途としては、**

- ・ 医療保険において、これまでも出産を起点とした給付が行われてきたことを踏まえつつ、
- ・ 事業主にも拠出をお願いすることとなるため、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を念頭に、
- ・ **対象者が広く切れ目のない支援を実現する制度に充てることとし、**

児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えてこども誰でも通園制度（現物給付）については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるものとしています。

支援納付金の総額

（充当事業の予算額として毎年度決定）

個人・事業主拠出の総額 1 兆円 + 公費（※）の計 1.3 兆円程度

※ 現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者
【8.3%】

※ R10 見込み。
R 8・9 は 8 %（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100 億円程度

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じ
て按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500 万人

国保
【23%】

7,400 万人

被用者保険
【68%】

3,000 億円程度

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18 歳以上被保険者数に
応じて按分。

総報酬により按分

被用者保険間

3,800 万人

協会けんぽ
【30%】

2,700 万人

健保組合
【28%】

940 万人

共済
組合等
【10%】

3,900 億円程度

3,700 億円程度

1,300 億円程度

（労 使 折 半）

事業主が 0.4 兆円程度を拠出

（共済組合（公務
員）の事業主負担
分は公費）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもって見る必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日子ども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)」について」を参照。
* 令和10年度に被用者保険において拠出した8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるとともに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。
* 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。
* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳〜)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40〜64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。^{注1}
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。^{注2}
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。^{注3}

注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

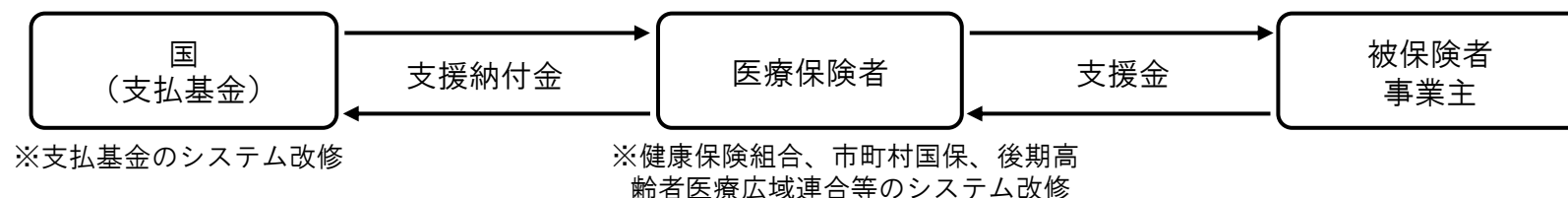
注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。

- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

令和6年度補正予算額 695億円

事業の目的

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）に基づき、令和8年度に創設する子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて必要となる医療保険者等が行うシステム改修等に対する支援を目的とする。
- ※令和8年度の施行に間に合うよう、令和6年度補正予算において計上



事業の概要

- (1) 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業
医療保険者等が行う保険料算定・収納システム等の改修に要する費用の補助を行う。
- (2) 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備事業
医療保険者等が行う保険料算定等の準備業務や周知広報等に要する費用の補助を行う。

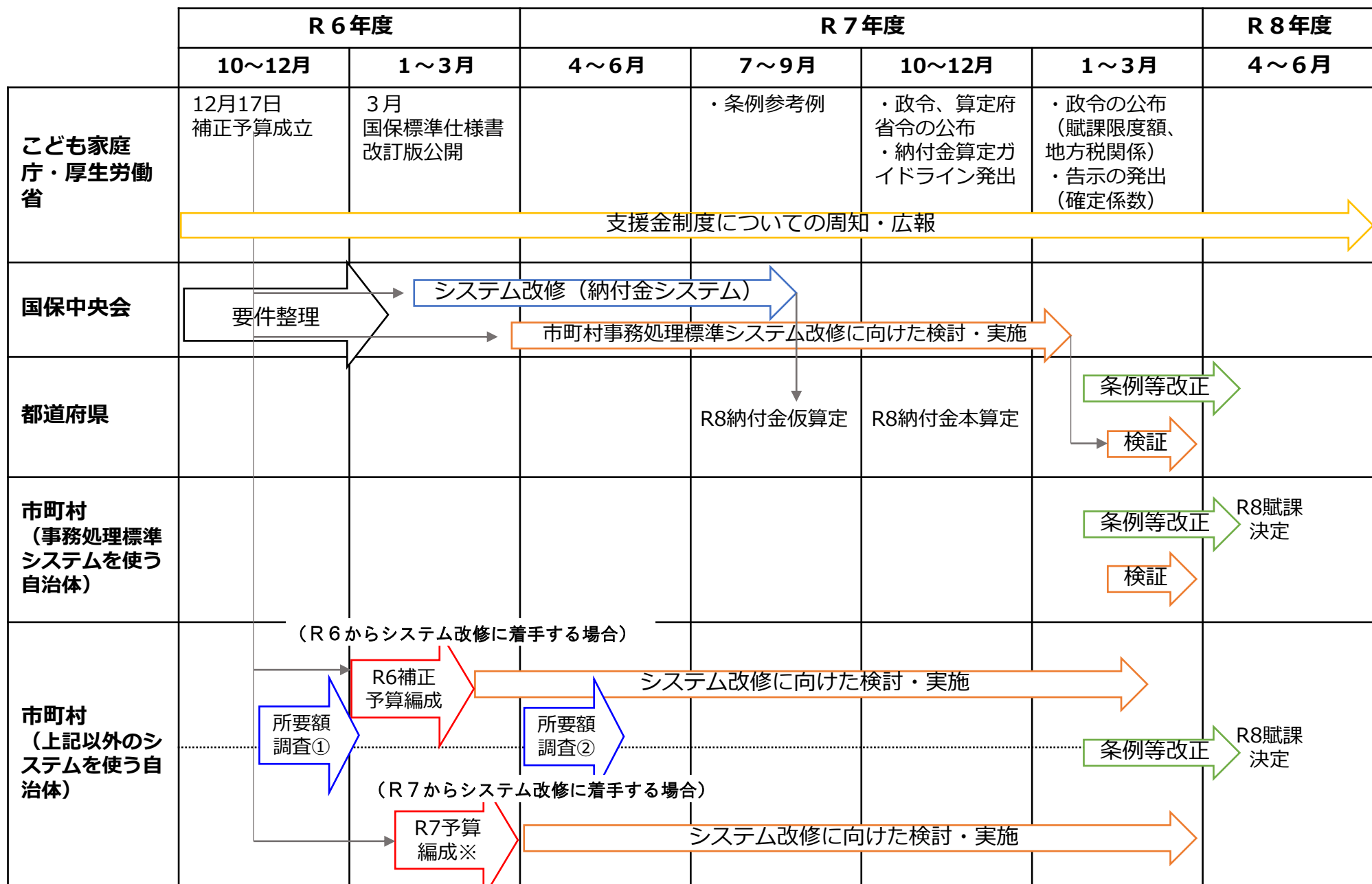
実施主体等

全国健康保険協会（1）、健康保険組合（健康保険組合連合会）（1,380）、都道府県（47）、市町村（1,741）、国民健康保険組合（158）、後期高齢者医療広域連合（47）、国民健康保険中央会（1）、社会保険診療報酬支払基金（1）

※（ ）内は医療保険者・自治体等数（健康保険組合、国民健康保険組合は令和6年4月時点）
※市町村は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料収納業務等を実施

【補助率】
定額（10/10相当）

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）



(※) 令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（後期高齢者医療関係）

	R 6 年度		R 7 年度				R 8 年度
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
こども家庭庁・厚生労働省	12月17日 補正予算成立	3月 後期高齢支援システム標準仕様書改訂版公開		・ 条例参考例	・ 政令、算定府省令の公布等	・ 政令の公布（賦課限度額関係） ・ 告示の発出（確定係数）	
	支援金制度についての周知・広報						
国保中央会		広域標準システム改修に向けた検討・実施					
広域連合					・ R 8 試算（1 回目）	・ R 8 試算（2 回目）	
						条例等改正	
市町村		(R 6 からシステム改修に着手する場合)					
		R6補正 予算編成	後期高齢支援システム改修に向けた検討・実施				
	所要額 調査①		所要額 調査②			検証	
		(R 7 からシステム改修に着手する場合)				条例等改正	
		R7予算 編成※	後期高齢支援システム改修に向けた検討・実施				
							・ R 8 賦課 決定

（※）令和 7 年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和 7 年度に補助を行う。

各年度の納付額の算定式

$$\text{X年度 子ども・子育て 支援納付金額} = \text{I} \quad \text{X年度 概算支援納付金額} - \left[\text{X}^{-2}\text{年度 概算支援納付金額} - \text{II} \quad \text{X}^{-2}\text{年度 確定支援納付金額} \right]$$

I. 概算支援納付金額の算定式

$$\text{概算支援納付金額の算定式} = \frac{\text{X年度 概算地域保険等 保険者納付金総額} \times \text{X年度 当該地域保険等保険者 18歳以上被保険者見込数}}{\text{X年度 全ての地域保険等保険者 18歳以上被保険者見込数}}$$

II. 確定支援納付金額の算定式

$$\text{確定支援納付金額の算定式} = \frac{\text{X-2年度 確定地域保険等 保険者納付金総額}}{\text{X-2年度 当該地域保険等保険者 18歳以上被保険者数}} \div \text{X-2年度 全ての地域保険等保険者 18歳以上被保険者数}$$

- ※ 1 概算（確定）地域保険等保険者納付金総額
⇒全ての市町村国保及び国民健康保険組合に係る納付金総額（毎年度国が示す予定※4）＊
＊令和10年度の見込みとしては、3,000億円程度（P8のイメージ図を参照）
- ※ 2 当該地域保険等保険者18歳以上被保険者数
⇒当該地域保険等保険者に属する全ての市町村国保及び国民健康保険組合に加入する18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもを除いた被保険者数
- ※ 3 全ての地域保険等保険者18歳以上被保険者数
⇒全ての市町村国保及び国民健康保険組合に加入する18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもの数を除いた被保険者数（毎年度国が示す予定※4）
- ※ 4 翌年度の納付金の算定にあたり必要となる諸係数については、各年12月末の予算編成通知においてお示しする予定

- 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、P 14のとおり、「18歳未満のこども※を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

（参考）18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）

（18歳未満被保険者）

$$\boxed{\text{市町村国保の支援金（保険料）}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{資産割額}} + \boxed{\text{平等割額}} + \boxed{\text{均等割額}}$$

18歳未満均等割
軽減額の総額

18歳以上
被保険者数

18歳以上
均等割額

（18歳以上被保険者）

$$\boxed{\text{市町村国保の支援金（保険料）}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{資産割額}} + \boxed{\text{平等割額}} + \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{18歳以上均等割額}}$$

各年度の納付額の算定式

$$\text{X年度 子ども・子育て 支援納付金額} = \text{I} \quad \text{X年度 概算支援納付金額} - \left[\text{X-2年度 概算支援納付金額} - \text{II} \quad \text{X-2年度 確定支援納付金額} \right]$$

I. 概算支援納付金額の算定式

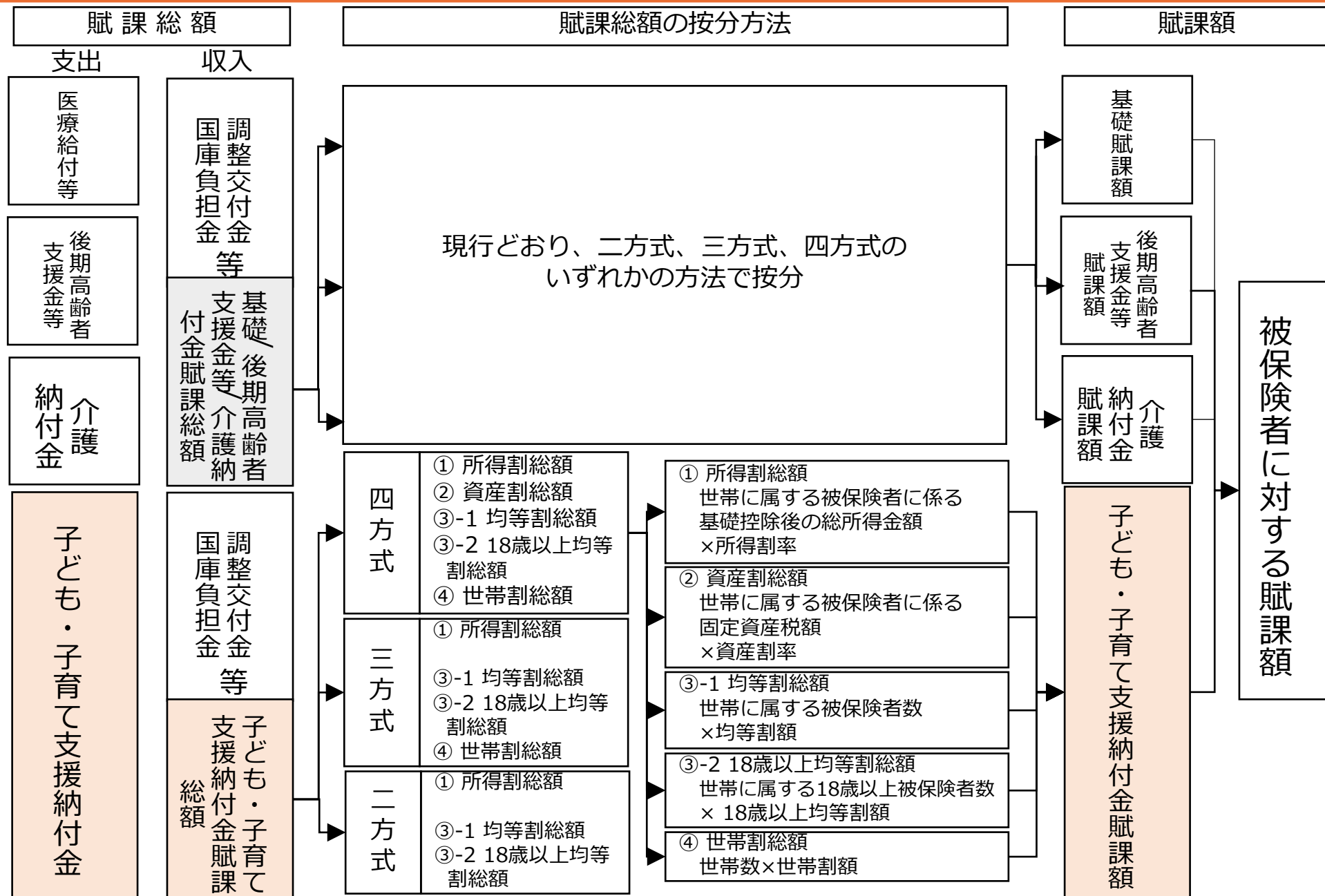
$$\text{概算支援納付金額} = \frac{\text{X年度 概算後期高齢者医療 広域連合納付金総額}}{\text{X年度 当該広域連合の 被保険者見込数}} \times \text{X年度 全ての広域連合の 被保険者見込数} \times \text{X年度 当該広域連合の 所得係数}$$

II. 確定支援納付金額の算定式

$$\text{X-2年度 確定支援納付金額} = \frac{\text{X-2年度 確定後期高齢者医療 広域連合納付金総額}}{\text{X-2年度 当該広域連合の 被保険者数}} \times \frac{\text{X-2年度 全ての広域連合の 被保険者数}}{\text{X-2年度 当該広域連合の 所得係数}}$$

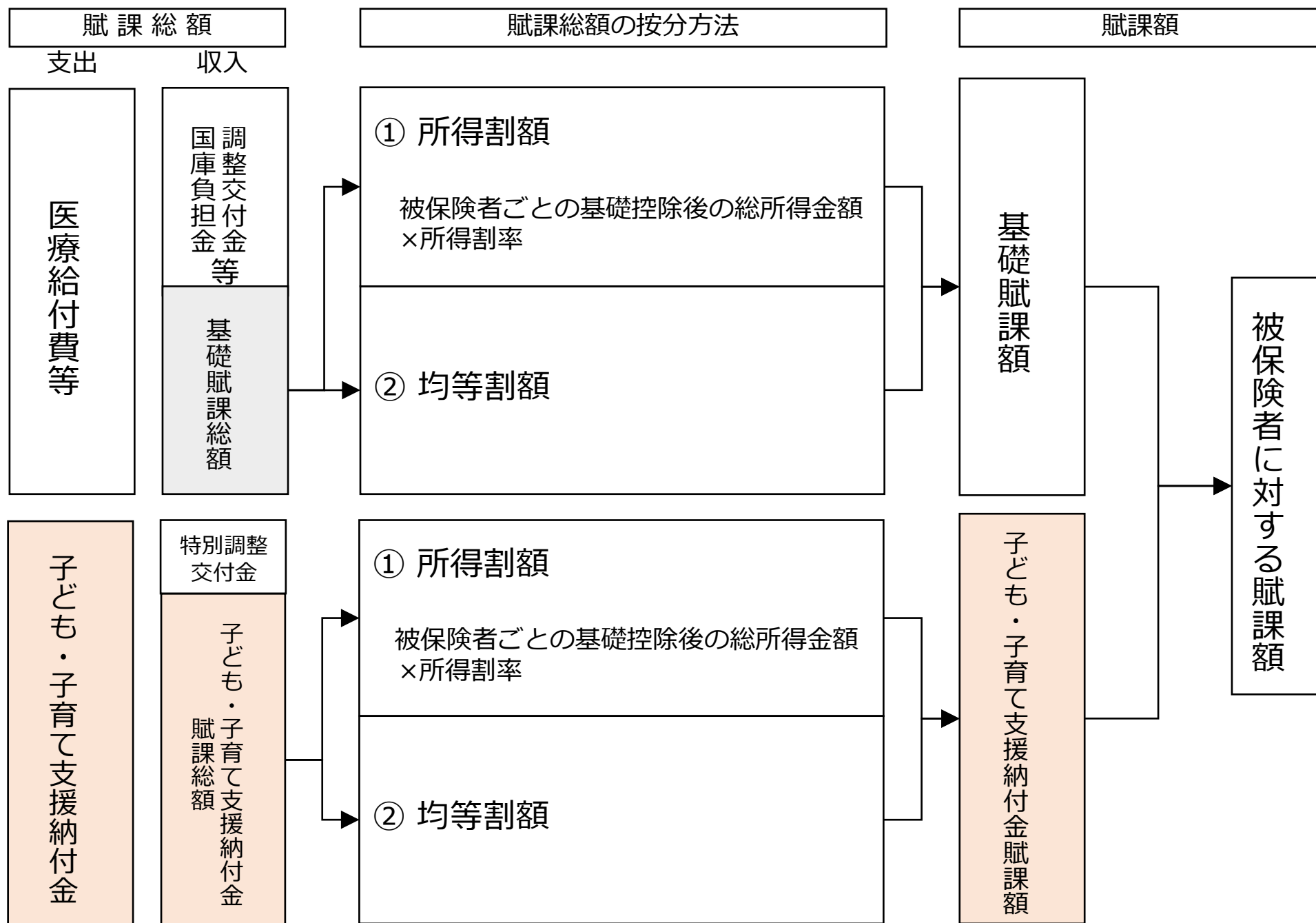
- ※ 1 概算（確定）後期高齢者医療広域連合納付金総額
⇒全ての後期高齢者医療広域連合に係る納付金総額（毎年度国が示す予定※3）＊
＊令和10年度の見込みとしては、1,100億円程度（P8のイメージ図を参照）
- ※ 2 全ての後期高齢者医療広域連合被保険者数
⇒全ての後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数（毎年度国が示す予定※3）
- ※ 3 翌年度の納付金の算定にあたり必要となる諸係数については、各年12月末の予算編成通知においてお示しする予定

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

支援金制度導入後の後期高齢者医療制度（現段階のイメージ）



改正予定の下位法令等（子ども・子育て支援法関係）

○ 現在制定・改正を想定している子ども・子育て支援法関係の政省令等は以下のとおり。

※ 現段階での想定であり、今後変更があり得るものであることにご留意いただきたい。

	法令名	概要
政令	子ども・子育て支援法施行令	・改正法附則第47条に規定された支援納付金の総額（令和10年度におおむね1兆円等）の算定に当たって控除する「公費負担額」について規定する。 ・合併・分割した保険者の支援納付金額について規定する。
府令	【新規】	・保険者が納付する支援納付金に係る算定方法を規定する。

※ 上記の他、支援納付金の算定に必要となる諸係数（加入者見込数の伸び率等）について告示予定。

改正予定の下位法令等（国民健康保険制度関係）

- 現在制定・改正を想定している国民健康保険関係の政省令等は以下のとおり。
※ 現段階での想定であり、今後変更があり得るものであることにご留意いただきたい。

	法令名	概要
政令	国民健康保険法施行令	・市町村の保険料の賦課に関する基準を規定する。 ・国保組合の特別積立金及び給付費等支払準備金の規定に、支援納付金を追加する。 ・子ども・子育て支援納付金に要する費用に係る賦課限度額を規定する。等
	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令	・国庫負担等（国保組合に対する事務費負担金、都道府県に対する療養給付費等負担金、普通調整交付金及び組合に対する補助及び保険者支援制度に係る繰入金）に支援納付金の納付に要する費用を追加する。 ・国民健康保険事業費納付金として、支援納付金の納付に要する費用が含まれるよう、規定を整備する。 ・基金事業対象費用額に、支援納付金の納付に要する費用を追加する。
省令	国民健康保険法施行規則	支援納付金賦課限度額を超えることが見込まれる場合の、所得及び固定資産税額の補正方法を規定する。
	国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国が都道府県に対して交付する普通調整交付金の算定に用いる調整対象需要額の算定方法が定められているところ、当該項目に支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。
	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令	・国が国民健康保険組合に対し負担する事務費負担金の算定方法に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。 ・保険者支援制度に係る市町村の繰入金のうち、支援納付金の納付に要する費用に係る部分の算定について必要な事項を追加する。 ・国が各組合に対して補助する組合普通調整補助金の算定に用いる組合調整対象需要額の算定方法に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。
	国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令	・国民健康保険事業費納付金のうち、支援納付金の納付に要する費用に係る部分の算定方法を追加する。 ・市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率について、支援納付金分の算定方法を追加する。
告示	【新規】	国民健康保険事業納付金の算定に用いる被保険者一人当たりの所得について、支援納付金分について、新たに定める。
	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務	国保組合等に対する補助金について、支援納付金分の（項）（目）を追加する。
通知等	国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)	支援納付金に係る保険料収納必要総額の算出、納付金の算定、標準保険料率の算定等に関して必要な事項を示す。
	国民健康保険事業費納付金条例参考例	都道府県の国民健康保健事業費納付金の算定に関する条例の参考例を示す。
	国民健康保険条例参考例	市町村の保険料の賦課に関する条例の参考例を示す。

- 現在改正を想定している後期高齢者医療制度関係の政省令は以下のとおり。
- ※ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用は、後期の定率公費負担・普通調整交付金の対象とならない。
 - ※ 現時点の想定であり、今後変更があり得るものであることに御留意いただきたい。

	法令名	概要
政令	高齢者の医療の確保に関する法律施行令	・被保険者に対して課する保険料の賦課総額の算定に際し、広域連合が勘案する費用の対象に支援納付金の納付に要する費用を追加する。 ・子ども・子育て支援納付金に要する費用に係る賦課限度額を規定する。
	前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令	・調整交付金総額に占める普通調整交付金と特別調整交付金の比率について、規定の整備を行う。 ・支援納付金について、財政安定化基金事業の対象に含まれるよう、規定の整備を行う。
省令	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令	・財政安定化基金の、基金事業対象比率及び基金事業対象収入額の算定対象として、支援納付金の納付に要した費用等を追加する。等
通知等	後期高齢者医療広域連合条例参考例	・広域連合の保険料の賦課に関する条例の参考例を示す。

【地方税法（抜粋）】

※赤字部分が子ども・子育て支援法等の一部改正による地方税法の改正部分

（国民健康保険税）

第七百三条の四 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。

一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による出産育児関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用を含む。以下この条において同じ。）

二～三 略

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

一～三 略

四 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下この条において同じ。）

3～27 略

28 国民健康保険税の標準子ども・子育て支援納付金課税総額（次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額、十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第三十項において「標準子ども・子育て支援納付金課税総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号イ及びロにおいて同じ。）の額

ロ 次条第四項に規定する基準に従い第三十三項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 当該年度における第七百十七条の規定による子ども・子育て支援納付金課税額の減免の額の総額

29 標準子ども・子育て支援納付金課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三 所得割総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計額

30 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち子ども・子育て支援納付金課税額は、前項各号に掲げる標準子ども・子育て支援納付金課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者（第三十五項において「十八歳以上被保険者」という。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

31～36 略

37 第三十項の子ども・子育て支援納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

38 略

（国民健康保険税の減額）

第七百三条の五 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下この項中山林所得金額の算定について同じ。）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

2 略

3 市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額を減額するものとする。

4 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する前条第三十項の被保険者均等割額を減額するものとする。